

死亡に伴う手続き一覧表

ご遺族の方へ

死亡に伴う市役所関連の手続きについて記載しております。一覧を参考に、お手続きをお願いいたします。
市役所においでの方は、最初に市役所1階「総合案内」をお訪ねください。
支所においでの方は、最初に各支所1階「市民（福祉）（窓口）係」をお訪ねください。

(市外局番：0829)	
佐日市役所	20-0001
佐伯支所	72-1111
吉和支所	77-2111
大野支所	55-2000
宮島支所	44-2000

- ・手続きできる人以外が手続きされる場合は、委任状が必要なことがあります。
- ・委任状が必要な時は、最後のページの委任状をお使いください。
- ・手続きによっては、専用の委任状用紙が必要なことがありますので、担当窓口にご相談ください。
※年金事務所での手続きに委任状が必要と判明した場合は、専用の委任状をお渡ししています。
※葬祭執行者等が死体火葬許可証の申請者と異なる場合は、広島県後期高齢者医療広域連合の申立書をお渡ししています。
※葬祭料申請者が死体火葬許可証等の申請者と異なる場合は、申立書をお渡ししています。
- ・委任状は手続きできる人が記入してください。記入漏れ等があると手続きできないことがあります。
- ・必要な委任事項の口をチェックしてください。チェックのない委任事項は無効です。
- ・代理人は、委任状・代理人の本人確認書類・お持ちいただくものを持って窓口においでください。

〈主な手続き一覧〉

★の手続きは市役所の「山崎本社みんなのあいプラザ相談コーナー」で手続きできます

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
住民票	<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	世帯主 ※一人世帯または二人世帯の場合は不要	同一世帯の方 ※同一世帯でないときは、同一世帯の方の委任状が必要	窓口に来られた方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)	市役所1階 ①市民課 (電話30-9135) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(はつかいち市民カード)の返却	印鑑登録をしている方	家族及び関係者	印鑑登録証(はつかいち市民カード)	
国民健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の葬祭費の申請	国民健康保険加入者	葬祭執行者	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭執行翌日から2年以内に手続きください。 ・対象者の被保険者証等 ・死体火葬許可証等 ・葬祭執行者の通帳 	市役所1階 ②保険課 (電話30-9159) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証の変更	国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主	同一世帯の方 ※同一世帯でない場合は、同一世帯の方の委任状が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・14日以内に手続きください。 ・世帯員の国民健康保険証 ・窓口に来られた方の本人確認書類 	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金等受給者の未支給請求及び死亡届 <input type="checkbox"/> 国民年金等加入者の給付請求及び死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・年金受給者 ・年金加入者 	詳しくはお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内(死亡一時金等)及び5年以内(未支給年金等)に手続きください。 ・対象者によって年金の種類が異なりますので、詳しくは広島西年金事務所(082-535-1505)または右記入お問い合わせください。 ・対象者の基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、振込通知書)があると、確認事項が少なくなります。 	市役所1階 ②保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
原爆被爆者	<input type="checkbox"/> 被爆者の葬祭料支給申請書(兼口座振替依頼書)	被爆者健康手帳をお持ちの被爆者	葬祭執行者	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内に手続きしてください。 ・亡くなられた方の被爆者健康手帳 ・死亡診断書または死体検案書(コピー可) ・死体埋火葬許可証等 ・葬祭執行者の通帳 ・窓口に来られた方の本人確認書類 ・対象者の手当証明書(手当受給者のみ) ・対象者の認定書(認定被爆者のみ) ・葬祭料申請者が死体火葬許可証等の申請者と異なる場合は、別途書類、印鑑が必要となりますので、事前にお問い合わせください。 	市役所1階 ②保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
後期高齢	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険の葬祭費の申請	後期高齢者医療保険被保険者	葬祭執行者	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭執行翌日から2年以内に手続きしてください。 対象者の被保険者証等 死体火葬許可証等 葬祭執行者の通帳 窓口に来られた方の本人確認書類 	市役所1階 ⑫保険課 (電話30-9160) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・40歳から64歳までで介護認定を受けていた方 	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ※紛失の場合は手続き不要 ※市役所またはあいプラザの回収箱に返却してください。 	山崎本社 みんなのあいプラザ3階 ⑦高齢介護課 要介護認定・給付業務担当 (電話30-9157)
介護	<input type="checkbox"/> 各種認定証等の返却	左記の交付を受けていた方	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	<ul style="list-style-type: none"> ・交付を受けていた認定証等 ※紛失の場合は手続き不要 ※市役所またはあいプラザの回収箱に返却してください。 	佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉係 (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合証 ・負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 				
税・料	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税の相続人代表者の指定	国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) 	市役所1階 ⑨課税課保険税係 (電話30-9114)
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料の相続人代表者の指定	後期高齢者医療保険被保険者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) 	佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	<input type="checkbox"/> 介護保険料の相続人代表者の指定	介護保険被保険者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) 	
	<input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク・小型特殊自動車(トラクター等)・ミニカーの名義変更や廃車	所有者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・車名・車台番号・排気量のわかるもの ※ケースにより必要なもの・手続きが異なります。	
	<input type="checkbox"/> 125cc超のバイク・軽自動車の名義変更や廃車	所有者	相続人	お持ちいただくものや、届出先は、右の軽自動車検査協会等へお問い合わせください。	※軽自動車二輪(125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超) 中国運輸局広島運輸支局 (電話050-5540-2068) (登録検査テレホンサービス) ※軽四輪自動車(三輪含む660cc以下) 軽自動車検査協会広島主管事務所 (電話050-3816-3080) (コールセンター)
<input type="checkbox"/> 固定資産現所有者(相続人)の申告 ※相続登記は法務局での手続きが必要です。	固定資産(土地・家屋)の所有者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ・相続人の戸籍謄本など 	市役所1階 ⑧課税課土地係・家屋係 (電話30-9115) (電話30-9116) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1114) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)	
上下水道	<input type="checkbox"/> 上下水道の名義変更・使用中止届	使用者	家族及び関係者	電話で手続きできますので、ご連絡ください。	
	<input type="checkbox"/> 水道料金等の振替口座変更届	使用者	新たに口座名義人となる方	手続きについてご案内しますので、電話でお問い合わせください。	広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所お客さまセンター (電話32-2286)
下水道	<input type="checkbox"/> 公共下水道、農業集落排水施設の使用人数の変更 ※地下水使用世帯に限る。	下水道使用者 農業集落排水施設使用者	家族・同居人・関係者	手続きについてご案内しますので、電話でお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 浄化槽管理者変更届・使用休止届	浄化槽管理者	家族・同居人・関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(認印可) 	下水道経営課(広島県水道広域連合企業団廿日市事務所庁舎内) (電話32-5490)

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
福祉	★ □身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳返還届	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた方	家族及び関係者	・お持ちの手帳	山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 ⑩障害福祉課 ○身体障害者手帳、療育手帳 (電話30-9186) ○精神障害者保健福祉手帳 (電話30-9152) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉係 (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	★ □障害福祉サービス受給者証の返却	障害福祉サービス利用者	家族及び関係者	・障害福祉サービス受給者証	山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 ⑩障害福祉課 (電話30-9128) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉係 (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	★ □重度心身障害者医療費受給者資格喪失届	重度心身障害者医療費受給者	親族及び関係者	・14日以内に手続きして下さい。 ・対象者の重度心身障害者医療費受給者証 ・窓口に来られた方の本人確認書類	山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 ⑩障害福祉課 (電話30-9186) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 市民窓口係 (電話30-1004) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	□福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当)死亡届	受給者	家族及び関係者	※未支給分がある場合は別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 ⑩障害福祉課 (電話30-9152) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉係 (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	□特別児童扶養手当死亡届・新規申請書(受給者変更)	受給者及び児童	対象児童を養育される方等	詳細はお問い合わせください。	山崎本社 みんなのあいプラザ 1階 ②こども課 児童係 (電話30-9130)
こども関係	□廿日市市留守家庭児童会利用変更申請書(保護者変更)	保護者(留守家庭児童会に子どもが入会している方)	保護者		山崎本社 みんなのあいプラザ 1階 ②こども課 児童係 (電話30-9130)
	□児童手当の未支払いの請求	受給者	対象児童及び対象児童を養育される方等	・対象児童名義の預金通帳	山崎本社 みんなのあいプラザ 1階 ②こども課 児童係 (電話30-9130)
	□児童手当新受給者による新規申請	受給者	対象児童及び対象児童を養育される方等	・新受給者名義の預金通帳 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	
	□児童手当の消滅又は減額の届出	児童	受給者及び配偶者	詳細はお問い合わせください。	山崎本社 みんなのあいプラザ 1階 ②こども課 児童係 (電話30-9153) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉係 (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	□児童扶養手当の未支払いの請求	受給者	対象児童	・児童名義の通帳 ・児童扶養手当証書 ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	
	□児童扶養手当新受給者による新規申請	受給者	対象児童を養育される方等	詳細はお問い合わせください。	
	□児童扶養手当額改定又は資格喪失の届出	児童	受給者	・児童扶養手当証書	
	□こども医療	保護者及び児童	保護者又は児童を養育される方	・健康保険証 ・こども医療費受給者証 ・ひとり親家庭等医療費受給者証	
□ひとり親家庭等医療	受給者及び児童				

次の手続きは、該当の方のみ必要です。
 該当する方は各担当窓口へご相談ください。

〈その他手続き一覧〉

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
防災行政無線	□防災行政無線戸別受信機の返還	同一世帯の方がいない世帯主	同一世帯の方及びその他の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に來られた方の印鑑 ・防災行政無線戸別受信機 	市役所3階 危機管理課 (電話30-9102) 佐伯支所2階 地域づくり係 (電話72-1112)
	□防災行政無線戸別受信機貸与者の名義変更	同一世帯の方がいる世帯主	同一世帯の方及びその他の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に來られた方の印鑑 	吉和支所1階 地域づくり係 (電話77-2112) 大野支所2階 地域づくり係 (電話30-2005) 宮島支所2階 地域づくり係 (電話44-2000)
広報	□広報はつかいち毎月郵送の終了	毎月、郵送で広報はつかいちを受け取っていた人 ※①新聞折込で広報紙を配布している佐伯地域にお住まいの方で、新聞未購読で希望される方、②廿日市地域後畑地区、大野地域松ヶ原地区・渡の瀬地区にお住まいの方で希望される方に、広報紙を郵送しています。	家族及び関係者	電話又は窓口で不要の旨をご連絡ください。 お持ちいただくものはありません。 ※廿日市市LINE公式アカウントから停止手続きをすることができます。 友だち登録をして申請▶  ご連絡がない場合でも、宛名人が死亡され、発送した広報紙が返戻されたときは、それ以降の郵送はいたしません。	市役所4階 プロモーション戦略課 (電話30-9121) 佐伯支所2階 地域づくり係 (電話72-1112) 大野支所2階 地域づくり係 (電話30-2005)
指定文化財	□指定文化財等の所有者の名義変更手続き	指定文化財等の所有者	相続人	文化財の種類によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	市役所4階 生涯学習課 文化財保存活用係 (電話30-9205)
寄託品	□民俗資料館等への寄託品所有者の名義変更手続き	寄託品所有者	相続人	寄託品の種類によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	
道路・河川	□占用権承継届出書	占用許可を受けた者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・占用権承継届出書 ・前回許可書がある場合は、その写し ・相続等が済んでいる場合はそれがわかるもの(登記簿の写し等) 	廿日市地域 市役所5階 維持管理課 (電話30-9173) 佐伯地域 佐伯支所1階 建設係 (電話72-1117)
土地	□使用貸借契約承継申請(道路・水路・急傾斜地等)	所有者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・承継申立書 ・相続する方の印鑑 ・相続等が済んでいる場合はそれがわかるもの(登記簿の写し等) 	吉和地域 吉和支所1階 環境産業建設係 (電話77-2114) 大野地域 大野支所2階 建設係 (電話30-2015) 宮島地域 宮島支所 宮島橋旅客ターミナル2階 建設係 (電話44-2004)

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
農地	<input type="checkbox"/> 農地の相続をした場合の届出書（農地法第3条の3第1項の規定による届出書）	所有者	相続人	<ul style="list-style-type: none"> 農地を相続された方の印鑑 相続した土地の登記事項証明書または登記完了証等 	市役所6階 農業委員会事務局 （電話30-9214） 佐伯支所1階 環境産業係 （電話72-1115） 吉和支所1階 環境産業建設係 （電話77-2114） 大野支所2階 環境産業係 （電話30-2009） 宮島支所 宮島棧橋旅客ターミナル2階 環境産業係 （電話44-2003）
年金	<input type="checkbox"/> 農業者年金死亡関係届出書	三親等内の親族※ただし、先順位者がいる場合後順位者は手続き不可	三親等内の親族※ただし、先順位者がいる場合後順位者は手続き不可	<ul style="list-style-type: none"> 届出した人の印鑑 死亡した方の農業者年金証書 死亡日を確認できる戸籍謄本または住民票の写し等 	お近くのJA
生活衛生関係営業・温泉の利用	<input type="checkbox"/> 旅館業営業承継承認申請（相続）	旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所など）の営業者	旅館業の営業者の地位を承継（相続）する人	亡くなられた方と、承継（相続）しようとする方との続柄によって、必要な手続や書類が異なります。 死亡の翌日から60日間以内に書類の提出が必要となる場合がありますので、速やかにお問い合わせください。 亡くなられた方と、承継（相続）しようとする方との続柄によって、必要な手続や書類が異なります。 お問い合わせください。	市役所1階 ⑭生活環境課 （電話30-9147）
	<input type="checkbox"/> 温泉利用許可承継承認申請（相続）	温泉の利用（公共の浴用又は飲用）の許可を受けた者	温泉の利用の許可を受けた者の地位を承継（相続）する人		
	<input type="checkbox"/> 理・美容所開設者承継届（相続）	理・美容所の開設者	理・美容所の開設者の地位を承継（相続）する人		
	<input type="checkbox"/> クリーニング所等営業者承継届（相続）	クリーニング所の営業者	クリーニング所の営業者の地位を承継（相続）する人		
	<input type="checkbox"/> 興行場営業承継届（相続）	興行場の営業者	興行場の営業者の地位を承継（相続）する人		
<input type="checkbox"/> 公衆浴場営業承継届（相続）	公衆浴場の営業者	公衆浴場の営業者の地位を承継（相続）する人			
飼い犬	<input type="checkbox"/> 犬の所有者変更 ・所有者変更届 ・他市での転入届	犬の所有者	新たに犬の所有者となった方（廿日市市住民）	<ul style="list-style-type: none"> 元の所有者が持っていた廿日市市の犬の鑑札 ※紛失した場合は「鑑札の再交付申請」を行ってください。 	市役所1階 ⑭生活環境課 （電話30-9147） 佐伯支所1階 環境産業係 （電話72-1115） 吉和支所1階 環境産業建設係 （電話77-2114） 大野支所2階 環境産業係 （電話30-2009） 宮島支所 宮島棧橋旅客ターミナル2階 環境産業係 （電話44-2003）
			新たに犬の所有者となった方（他市住民）	<ul style="list-style-type: none"> 元の所有者が持っていた廿日市市の犬の鑑札 ※紛失した場合は、転出先の自治体で「鑑札の再交付申請」を行ってください。 	他市転出先の自治体
市営墓地	<input type="checkbox"/> 市営墓地の使用者変更	市営墓地の使用者	市営墓地を相続または承継する方	亡くなられた方（市営墓地の使用者）と、相続または承継しようとする方との続柄によって、お持ちいただく書類が異なります。 書類を準備いただく前に、あらかじめご相談ください。	市役所1階 ⑭生活環境課 （電話30-9147）
市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅明渡届	市営住宅名義人	家族又は相続人	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にいられた方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） 	廿日市市市営住宅等指定管理者 株式会社 第一ビルサービス 廿日市市車庫1-9-44 竹本印刷所ビル1階 （電話34-1140）
	<input type="checkbox"/> 市営住宅入居承継承認申請書 ※入居承継をしない場合は不要				
	<input type="checkbox"/> 市営住宅世帯変更届	市営住宅同居者			
	<input type="checkbox"/> 市営住宅駐車場明渡届	駐車場使用者			

分類	手続き	対象者 (亡くなった方)	手続きできる人	お持ちいただくものなど	担当窓口
図書館	□図書館利用カードの返却	左記のカードの交付を受けていた方	家族及び関係者	・図書館利用カード	はつかいち市民図書館 (電話20-0333) はつかいち市民大野図書館 (電話54-1120) はつかいち市民さいき図書館 (電話72-1011)
介護	□廿日市市見守りホットラインの利用取消の連絡	左記のサービスを受けていた方	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	・緊急通報装置本体 ・ペンダント型送信機 ・利用取消届出書 ※家族等で本体の取り外しが難しい場合は、業者による取り外しも可能です。詳しくはお問い合わせください。	山崎本社 みんなのあいプラザ3階 地域包括ケア推進課 (電話30-9167) 佐伯支所1階 市民福祉係 (電話72-1124) 吉和支所1階 市民福祉係 (電話77-2113) 大野支所1階 健康福祉係 (電話30-1006) 宮島支所1階 市民福祉係 (電話44-2001)
	□配食サービス廃止の連絡	左記のサービスを受けていた方	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	なし ※申請書提出不要のため、電話連絡でも可	
	□家族介護用品の支給廃止の連絡	左記のサービスを受けていた方	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	・届出書	
	□やすらぎ支援員の派遣の廃止	左記のサービスを受けていた方	家族・介護支援専門員(ケアマネジャー)等	なし ※申請書提出不要のため、電話連絡でも可	
各種免許証	□各種免許証の抹消(削除)申請 <各種免許証> 医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 准看護師 薬剤師 管理栄養士	各種免許証を保持していた方	戸籍法による死亡の届出義務者	・申請書 ・戸籍抄(謄)本 ※戸籍に入っている全員死亡の場合→除籍抄(謄)本(死亡診断書又は死体検案書でも可) ・免許証原本 ・遅延理由書(死亡等の日の翌日から30日以内は不要) ※申請書、遅延理由書の様式は担当窓口にてお渡しできます。	山崎本社 みんなのあいプラザ3階 健康福祉総務課健康政策係 (電話20-1610)
	□各種免許証の抹消(削除)申請 <各種免許証> 調理師 栄養士 製菓衛生師	各種免許証を保持していた方	戸籍法による死亡の届出義務者	・申請書 ・免許証原本 ※申請書は担当窓口にてお渡しできます。	

委任状

令和 年 月 日

様

委任者

住所

氏名

印

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日

電話番号

私は、次の者を代理人とし、下記の事項を委任します。

代理人

住所

氏名

生年月日 明・大・昭・平・西暦 年 月 日

委任事項

(必要な委任事項の口をチェックしてください。チェックのない委任事項は無効です。)

- 世帯主変更の手続き
- 国民健康保険葬祭費の申請
- 国民健康保険証等の交付
- 固定資産税・都市計画税の納税義務者の指定
- 防災行政無線受信設備の返還
- 農地法第3条の3第1項の規定による届出書
-

※この用紙はすべて委任者本人が記入・押印してください。